[1] 日本の総人口については、平成29年４月14日総務省発表『人口推計』､将来推計については平成29年４月10日国立社会保障・人口問題研究所発表『日本将来推計人口（平成29年推計）』に基づく。
[2] 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することとされている。
[3] 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年６月２日閣議決定)等に基づき､「希望を生み出す強い経済」､「夢をつむぐ子育て支援」､「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととされている。
[4] ＧＤＰとの対比でみると、諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さく、諸外国と比較してわが国では、地方が多額の債務残高を抱えている状況にある。
[5] 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。
・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与
[6] 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年５月25日財政制度等審議会）35ページ
[7] 平成25年度決算より、人件費や投資的経費等を除いた一般行政経費（単独）等に相当する各都道府県・市区町村の地方単独事業に係る歳出額を、民生費・商工費などの目的別で総務省ホームページにおいて公表している。
[8] 例えば、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保された財源は、地方交付税の算定において、地域活性化等の経費を含む通常の算定項目に加えて、職員数削減率等の行革努力分の指標及び製造品出荷額等の地域活性化分の指標により「地域の元気創造事業費」として、また、人口増減率等の指標により「人口減少等特別対策事業費」として算定されている。
[9] 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年５月25日財政制度等審議会）33ページ
[10] 地方自治法第241条第１項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」
[11] 地方自治法施行令第147条第１項「歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。」地方自治法第233条第５項「普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」同法施行令第166条第２項「地方自治法第233条第１項及び第５項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。」同法施行規則第16条の２「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。」
[12] 地方財政法第４条の２「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」
[13] 地方交付税法第３条第１項「総務大臣は、常に地方団体の財政状況の的確なは握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。」
地方財政法第３条第２項「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」
同法第30条の２第１項「内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。」
[14] 経済・財政再生計画改革工程表2016改訂版（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、そのうち、平成28年度は16業務について、平成29年度は青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務の２業務について導入。今後、2016年度地方行政サービス改革に係る調査結果等を踏まえ、2018年度対象業務について方針を検討することとされている。
[15] 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年５月25日財政制度等審議会）35、36ページ
[16] 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年８月28日総務大臣通知）により地方団体に要請されている主要な業務改革は、総務省の調査により、他団体の参考となるよう取組状況が比較可能な形で公表されている。
[17] 単位費用とは、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準として算定した各測定単位の単位当たりの費用であり、基準財政需要額は、地方行政の種類ごとに補正後の測定単位を単位費用に乗じて得た額を合算して算定する。
[18] 第７次医療計画（地域医療構想を含む）及び第３期都道府県医療費適正化計画（平成30年度～35年度）並びに第７期市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画（平成30年度～平成32年度）
[19] 定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、ＰＰＰ／ＰＦＩの推進など
[20] 「Business Process Re-engineering」の略
[21] 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化､病院事業における再編・ネットワーク化等をいう。
[22] 平成29年３月22日、公営企業の経営のあり方に関する研究会（座長：鈴木豊青山学院大学名誉教授）が報告書をとりまとめ、各公営企業における抜本的な改革について、具体的な考え方や留意点等が示された。
[23] 岩手中部広域水道企業団においては、用水供給を行う同企業団と末端給水を行う２市１町が垂直統合について平成14年から検討を開始し、平成26年度から統合しての事業経営を開始。
[24] 地方自治体の財政状況について、現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報､ストック情報を､発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備することにより、より一層の「見える化」が可能となる。
[25] 「地方版総合戦略」とは、まち・ひと・しごと創生法第９条に基づき都道府県が策定する都道府県まち・ひと・しごと創生戦略及び同法第10条に基づき市町村が策定する市町村まち・ひと・しごと創生戦略をいう。平成28年度末時点で、全ての都道府県及び1,740市区町村（99.9％）において、地方版総合戦略が策定済みである。
[26] 地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指す「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え､地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」に取り組む「地域経済好循環推進プロジェクト」が展開されている。
また、地域経済応援ポイントの導入等による、マイナンバーカードを活用した地域の消費拡大方策の展開が図られることとされている。
[27] 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」及び「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成が推進されている。
[28] 「地域おこし協力隊」の拡充のほか､「移住・交流情報ガーデン」の活用､「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施､「地域運営組織」の形成促進などが行われている。